

報告：第 45 回学習会（オンライン）

## 日本学術会議と科学者の社会的責任

講師 広渡清吾・元日本学術会議会長

北海道の大学・高専関係者有志アピールの会（HUAG）

共同代表 荒木 肇・北海道大学名誉教授

北海道の大学・高専関係者有志アピールの会（HUAG）は 2026 年 1 月 10 日（土）19 時～21 時 20 分、広渡清吾・元日本学術会議会長、東京大学名誉教授を講師にお招きし、第 45 回学習会をオンラインで開催しました。北海道内はじめ、全国から大学教職員（退職者含め）、院生、学生、大学生協職員、科学者団体、教育団体、研究会、医療関係者、市民団体、市民、新聞記者のみなさん 70 数人にご参加いただきました。

ご講演いただいた広渡さま、ご報告いただいた 3 人のみなさま、全国から参加いただいたみなさまに、紙面をお借りして、お礼申し上げます。

ご講演要旨、質問への講師のコメント、3 人の方のご報告要旨、アンケート内容の一部をご紹介します。

=北海道の大学・高専関係者有志アピールの会（HUAG）事務局=

広渡清吾・東京大学名誉教授は、第 18-21 期（2000-2011 年）日本学術会議（以下、学術会議）会員として活動され、第 2 部会長（法改正後は第 1 部）を務め、21 期には副会長（2011 年 7-9 月は会長）を歴任されました。日本における学術会議問題の論客の第一人者です。オンライン学習会では、新学術会議法の特徴および今後の学術会議

の課題を解説されました。以下に講演概要を記述します。概要記載順序等は事務局で判断させていただきました。



講演される広渡清吾元日本学術会議会長、東京大学名誉教授

### 1. 報告の趣旨

(1) 2025 年 6 月 11 日の日本学術会議法制定は第二次世界大戦後の日本社会の民主的変革の動きの 1 つとして科学者の運動によって創られた 1948 年制定の日本学術会議法を廃止し、日本学術会議を政府が設立する特殊法人に作り替えるものである。政府の企図はいわば戦後日本新生の意義を否定する意味をもつ。

(2) 2025 年日本学術会議法は日本学術会議を特殊法人として内閣総理大臣が監督する管理法システムを作り出したが、同法の下でも学術会議は日本の科学者の国内外に対する代表機関であり、学術会議会員は学術会議がコ・オプテーション制\*に基づき自律的に選考するものとされた。また、学術会議の政府への勧告と政府から学術会議に対す

### 目次

- p.1- 広渡清吾「日本学術会議と科学者の社会的責任」北海道での講演要旨と寄せられたご意見  
 p.6 野中郁江「軍事研究を中心にすえようとする第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」  
 p.10 3 月 13 日「大学における軍事研究を問う」記者会見と研究者・市民集会のお知らせ

る諮問という政府と学術会議の応答関係は維持されており、学術会議が日本の科学者を代表する科学的助言機関であることは否定されていない。

(3) 学術会議はその存立の自覚的ミッションを科学者の社会的責任で可視化する科学者組織であり、特殊法人化によってその志を奪われるものでなく、大きな制約条件の中であれ、その志を堅持し実現していくことが要請される。

註 コ・オペレーション制：現在の会員・連携会員が次期の会員・連携会員にふさわしい方々の名前を挙げ、その中から候補者を選考する。

## 2. 2025 年日本学術会議法の制定の経過と基本的問題点

### (1) 本質は政府の学術会議に対する政治的介入

安倍内閣の戦後レジームからの脱却路線の1つとして学術会議変質の動きがあり、それが2020年10月菅首相による学術会議会員の任命拒否につながった。

この人事介入への社会的批判が多くなると、12月自民党政調プロジェクトチーム(PT)が学術会議改革を「提言」(法人化)、2022年12月内閣府学術会議法改正案(国の機関としての法的地位は維持、政府と課題意識を共有すべく業務計画の制度導入、外部者による選考諮問委員会設置)を提示したが、学術会議自身の反対と社会の反発を招き、2023年4月担当大臣の判断で改正案は撤回となる。

政府は2023年8月に「有識者懇談会」を設置し、2024年12月に最終報告を出す。最終報告では「首相の任命権から解放されるために法人として独立する」とされ、この論理は自民党政調PT提言と同様。岸田内閣は2023年度、2024年度「骨太の方針」で学術会議法人化を指示した。2025年3月に法案が閣議決定され、6月に国会可決となった(国会での賛成は自民・公明・維新、反対は立憲・国民・共産・れいわ・社民)。

### (2) 2025 年法の基本的過誤

(2)-1. 法的地位の変更：1948年日本学術会議法では、学術会議は科学者の総意に基づいて設立され、独立に職務を行う国の機関とされていたが、2025年法では、学術会議は国が設立し、内閣総理大臣が監督する特殊法人に法的地位を変じた。1948年法が学術会議にミッション(活動目的)と権限を与えたのに対し、2025年法は学術会議を管理する法体系になった。この変更は、立法事実

を欠き、科学アカデミーの国際基準に照らして欠陥をもたらすものである。

(2)-2. 学術会議の設立経緯と意義を無視：1948年法ではその前文において、学問の自由を抑圧され軍国主義に協力した戦前の科学と科学者のあり方の根本的反省の上にたって、全国の科学者の総意を結集して法案作成、国会承認に至った日本学術会議創設の経緯が記述されている。また、創設の目的、平和と人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と連携する科学者組織の設立という日本学術会議の意義が記述されているが、新法では欠如している。

### (3) 25 年学術会議法(管理法)における学術会議の管理システム

(3)-1. 政府論理：「首相の任命権から解放されるためには国の機関から外れることが必要、そのために特殊法人とする、特殊法人には法人管理のシステムが法制上不可欠」との論理である。1948年法における学術会議のミッション(目的)と権限から生まれる社会的な科学的勧告や助言活動を無視。

(3)-2. 計画と評価の制度導入：6年および年次単位の計画策定と評価、監督官庁である内閣府に内閣総理大臣任命の評価委員会を設置、計画策定の入り口、計画達成後の出口で介入根拠を与えている。限定しているが、計画に関与し、評価を行う外部機関の存在は、民主主義社会の科学アカデミーになじまない。具体的には以下の監督、権限、罰則、体制が新法で規定されている：①内閣総理大臣任命の監事が学術会議の役員として業務、財務の全面的監督 ②内閣総理大臣自らの監督権限＝立ち入り検査権、違法行為是正指示権、懲罰権(法違反行為、法定業務外行為禁止違反等) ③会員の秘密保持義務違反の刑罰化 ④外部者委員会による学術会議の自律的運営のチェック体制(会員選定方針に関する選定助言委員会、総会提出議案に関する運営助言委員会)

(3)-3. 財政運営：「政府は必要と認める金額を補助することができる」とされ、自主財源調達が当然視されている。

## 3. 次期 27 期の会員選考および移行準備体制

### (1) 会員選考

26期は2026年8月までで、次期27期会員候補者選考には特別の選考委員会が設置される。学術会議現会長と首相指名の学術経験者2名(佐々木日本学士院長と宮園内閣府総合科学技術・イノベーション会議常勤議員)により、11月

18日特別選考委員20名が任命された(委員長は東大名誉教授、元最高裁判事の山口厚氏)。27期は125名を選考し、継承会員105名(26期から継続する会員)の合計230名となる。

## (2) 会員指名権と会長職務代行

首相は第27期会員候補者の会員への指名権と第27期第1回総会時の会長職務代行者の指名権をもつ。移行期における首相介入も想定されたが、これら両指名権は26期の現会長に委任された。

## (3) 法人化準備委員会

2025年学術会議法に基づく、第1回設立委員会が2025年6月25日に開催された。現在、法人化準備委員会が設置され、3分科会で法人化への移行が準備されている(①会員選任 ②学術会議憲章 ③自己資金)。この中に本来の学術会議のあり方がどのように制度設計されるか注視したい。

## 4. 日本学術会議の70年余の活動を振り返る

### (1) 学術会議の設立と目的

1948年法は学術会議のミッション(目的)、法的地位(独立に職務を行う国の機関であり経費は国庫が負担する)、権限と組織の大綱をさだめ、自治的運営を保障した。いわば権限法であった。前文は、設立の経緯(科学者の総意の下に)、設立の動機(科学が文化国家の基礎であるという確信に立って)、および目的(わが国の平和的復興と人類社会の福祉に貢献、世界の学界と連携して学術の進歩に寄与)を宣言した。学術会議は与えられた権限によって学術会議の目的を果たすための社会的責任を自律的自主的に果たしてきた。これは法による権限と自律的責任の履行の一体化といえる。

### (2) 会員選考法の改正に伴う学術会議の活動の変化

会員選考について、当初は有権者登録による公選制であったが、選考方法を1983年(学協会推薦)と2004年(コ・オペレーション制)に変更した。会員選考の法改正は、学術会議の活動にも影響し、3時期に特徴づけられる。①第1時期(第1-12期1945-1985): 学者の国会として、政府への能動的働きかけ、戦後日本の学術体制の構築。②第2時期(第13-19期1985-2005): 政府に対して消極的になり、科学者内部の活動が中心。③第3時期(第20-26期2005-2026): 自主的な法改正により総合的俯瞰的提言を目指した。歴史的にみると、第1時期と第3時期では、課題認

識の重点が移行した。これには世界的な科学者運動、特に後述のブダペスト宣言(1999年)が影響している。

## 5. 科学者の社会的責任の意義と日本学術会議

### (1) ラッセル・アインシュタイン宣言と学術会議の初志

1955年に戦後における科学者の社会的責任論を形成するラッセル・アインシュタイン宣言が発せられた。これは人類が核時代を超えることができる唯一の道は「戦争放棄の実現」であり、「人間であることだけを想起して他を忘れよ」と訴えた。この宣言は学術会議の第1回総会声明(1949年1月)や1950年の「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない決意の表明」と合致するものであった。

### (2) ブダペスト宣言

1999年7月ハンガリー・ブダペストで開催された世界科学会議において、科学が直面している様々な問題の理解と戦略的な行動について、世界トップの科学者間で討議された(テーマ「21世紀のための科学 新たなコミットメント」)。

最終日にブダペスト宣言(科学と科学的知識に関する世界宣言)が発せられた。科学の位相として、①知識のための科学(進歩のための知識)、②平和のための科学、③開発のための科学、および④「社会における科学」と「社会のための科学」、が示された。社会のための科学(Science for Policy)とは社会発展のために科学がなすこととであり、学術会議が総合的俯瞰的に国に対して学術的助言をすることに通じるものである。

科学的助言活動の具現化(典型例)としては、①「日本の展望—学術からの提言」(日本の展望委員会/2010年4月5日)、②「勧告・総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術政策の持続的振興に向けて」(日本の展望委員会起草委員会/2010年8月2日)、③「東日本大震災に対する第3次緊急提言・東日本大震災救援・被災者地域復興のために」(第1部/2011年4月5日)、④「科学者の行動規範」(2006年/2013年改訂)等である。

### (3) 「科学のための科学」と「社会のための科学」の統一的把握

「科学のための科学」とは科学者が自分の学問的好奇心により自律的に課題を設定し、方法を探索して、論理とエビデンスに基づいて真理を基礎づける科学的営みである。換言すると「科学のた

めの科学」は真理探究を目的としており、社会に有用なものを作り出すなどの目的のための手段ではない。

第一次世界大戦時の兵器としての毒ガス開発や第二次世界大戦時の原子爆弾開発は、「科学のための科学」の考え方、科学者が人類社会に対して学問の自由の保障を無制限に要求する正当性をなくさせる事態であった。

そこには「社会のための科学」の概念が必要である。「社会のための科学」とは社会の役に立つ科学ではなく、科学者の社会的責任を引き受ける科学者の科学的営みである。現代における学問の自由には「科学のための科学」と「社会のための科学」の統一的把握が必要である。学術会議は日本の科学者の代表機関として統一的理解を基礎に科学者の社会的責任を履行する役割がある。

## 6. 日本学術会議はどのような事態に直面しているか

### (1) 学術会議の科学者組織としての課題

(1)-1. この管理法にどのように対応するか。組織の自律性・自主性、特に、科学的助言活動の自由度（テーマ設定を含め）が重要である。

(1)-2. 学術会議が「日本の科学者を代表する」ことの実質化を図り、「政府の科学者組織」に変質することに最大の危機感をもつこと。具体的には、会員選考方法のたえざる検証と検討、連携会員制度の質の充実、学協会とのネットワーク的連携のあり方の検討（現在「日本学術会議協力学術研究団体制度」）をすることである。

関連して、会員構成の変容をどう調整するか。現在の3部制（各部70名）が維持されるか、210名から250名へ会員増員なる場合の増員分を含めた再編成、理系と新分野の拡大、文系を圧縮するか、連携会員の比重をどのように考えるか（現在は分野間に差異 人文社会：生命科学：理工学＝5：7：7）

(1)-3. 「科学者の社会的責任を可視化する科学者組織」という自己規定を自覚し堅持すること。「科学のための科学」と「社会のための科学」の統一的理解に立ち、「社会的有用性」という短絡的理解を拒否することが重要である。このためには、①科学的助言のあり方の探究（助言の作成方法、助言の相手方との関係把握、市民参加の可能性）、②科学をこえる課題の市民との共働（市民社会の科学化、科学の市民社会化、市民と科学者の協働）、③科学の社会的倫理的限界について倫理委員会的活

動の制度的工夫が考えられる。

### (2) 政府介入の最大の危険性は軍事化である

対米付度の軍事費拡大、国内経済政策として軍需工業促進、武器輸出（他国との共同生産も）の国策化が進む中、政権の軍事メインストリームは科学技術政策や大学政策に及んでいる。科学技術の軍事研究への本格的取り込みや防衛省中心の科学技術促進体制の構築が進んでいる。

#### (2)-1. 科学研究の軍事研究への取り込みの合理化は現代科学研究のデュアルユース化。

2026年度からの第7期科学技術・イノベーション基本計画（2026年3月閣議決定予定2026年度～2030年度）において、「科学技術の力により日本の安全保障を強化する」ことが示され、その計画の柱は「科学技術と国家安全保障との有機的連携」とされている。科学技術の安全保障への活用の根拠にデュアルユース（軍民両用技術）をおり、研究推進から成果の社会的実装を進めるとされている。

学術会議は2022年7月に「デュアルユースを単純に二分することは困難」との見解を発表した。これは研究インテグリティを表現したのであった。すなわち、研究が国際的に公開される環境では、その研究成果は研究者の意図とは別に活用される懸念が存在するという概念である。その意味から研究の性格を軍事と民生に分離するのは一般論として困難と説明したものであった。

学術会議は「軍事目的の研究は行わない」としたこれまでの声明を継承し、防衛装備庁が始めた軍事に応用できる基礎研究に予算をつける研究制度には問題が多いと報告している（2017年4月総会）。

2022年7月見解は「従来の軍事研究をしないとの立場を修正」と報道された。学術会議会長はこの報道内容に遺憾の意を表明して趣旨が異なることを説明した。しかし、軍事関連研究も研究の自由としたり、研究費不足環境で外部資金を求める大学内の流れから、軍事・防衛機関への研究費応募に関する学内審議を決めていた大学でも、解禁に向かう動きが生じた（神戸大や信州大）。

研究の軍事利用に関して、ミュンヘン工科大学学長の発言「偽りの中立 大学は民事条項 Zivilklausel（軍事研究を行わないとの大学の意思表示）の背後に隠れることをやめるべきだ。研究は、従来よりも強力に軍事的に利用されなければならない。」（Der Spiegel 2025年9月5日号へ

の投稿)も紹介された。

(2)-2. 防衛省の軍事研究推進体制が構築。

防衛イノベーション科学技術研究所はアメリカ DARPA (国防省の国防高等計画研究所) をモデルに 2024 年 10 月に創設され、防衛イノベーションにつながる革新型ブレークスルー研究を推進する。2025 年 6 月 13 日 (学会会議新法成立の翌日) には防衛科学技術委員会第 1 回委員会が、「防衛省が直面する科学技術及び安全保障に係る諸課題の解決に向けた政策及び施策の企画・立案」を研究者、産業界および防衛省が共同で進めることとした。2025 年 9 月 19 日に「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議・報告書」が提出され、制度整備が論じられている。2026 年度防衛省概算要求額は過去最大の 8 兆 8454 億円で、従来は 2000 億円であった防衛研究開発費は 7790 億円に急増した。

改めて、科学者個人そして科学者コミュニティは「科学者の社会的責任」についての覚悟、つまり軍事研究に対してどのように対応するかが問われている。

参加者からのご報告要旨

毛利正道さん (学会会議の政府からの独立を希求

する信州市民の会)

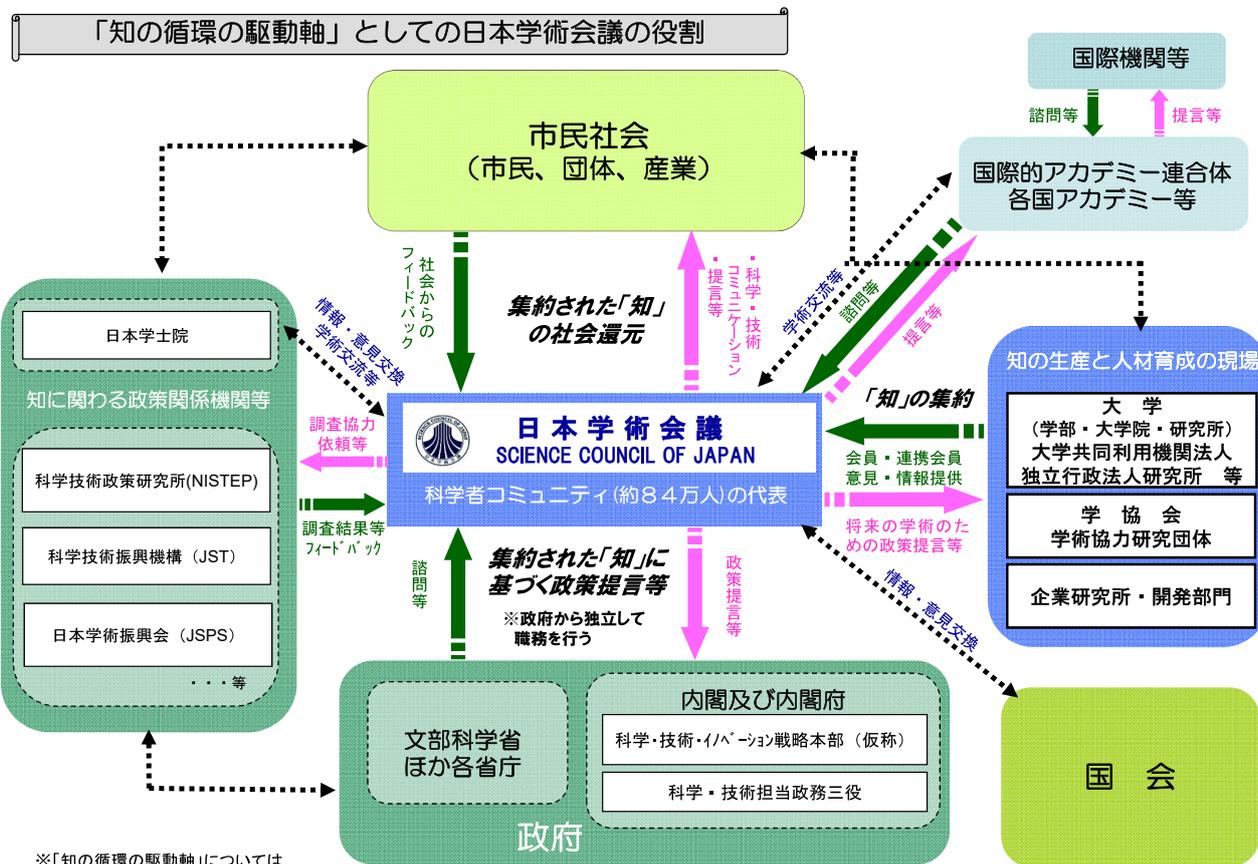
信州大学が防衛装備庁・安全保障技術研究推進制度に応募したことをきっかけに、研究者 20 人を含め 70 人の市民で組織した。戦争は国益追求で、学術は人の生存と幸福を追求し、相容れない。しかし、今の国策は日本にアメリカ並みの軍備力をもたせる方向であり、市民はこの状況を理解する必要がある。2026 年 1 月 8 日にも意見交換会 (オンライン) を行った。

神 隆さん (理化学研究所労働組合)

理研では研究者約 600 人の雇止めが提案されたが、ストを含めた組合のたたかいにより 380 人の雇用が継続された。基礎研究をする研究者を雇止めして科学は発展するであろうか? このような実態を社会にアピールして、研究者雇止めは国民の問題であることを理解してもらいたい。

金澤 怜さん (学費値上げ反対緊急アクション, 東京大学大学院生)

東大の学費値上げ案を聞き、2024 年 5 月に 100 人以上の学生が「学生の声を聞け」と集まった。2025 年 2 月と 5 月に院内集会が開催され、100 以上の大学の学生や教職員が集まった。学費値上げによりアルバイトが増加し、大学院受験や



※「知の循環の駆動軸」については本文 I-8、II-5 を参照

研究者職をあきらめる学生が生まれる。大学は学生の声は聞かず、トップダウンで決めてくる。京都大学でも授業料免除が減り、一部の大学で留学生の学費値上げが起り、SPRING プログラムで外国人留学生が排除される実態がある。

.....

質疑応答では広渡講師より、学術会議を含めた科学活動は、市民との関係構築を重視し、科学的なデータを公開・発信して市民にも共有してもらい、市民社会からのフィードバックを受ける知の循環の重要性を指摘された（次頁参考図参照：「知の循環の駆動軸」としての日本学術会議の役割）。

### アンケート回答の一部より

- ・ミュンヘン工科大のようにトップクラス大学が変質することの危険性。
- ・政府主導の「学術会議」となっても、会員の軍事研究(デュアル含む)には非協力の意向やこれまで果たしてきた「学術会議」の立場が、努力次第では貫いていける可能性に一筋の光を感じた。
- ・日本学術会議の現代的な位置づけ、その思い、「瘦せても枯れても日本の学術機関の代表性、政府の諮問を受け、見解を出す機能、会員の選出権利がある重要性」とそこを自覚的に活かして今後に処すべき。

・「役に立つ」を短期的・実用的に捉える風潮に流されず、逆手に取って研究環境を構築するには立位置の確認と気概が必要。

・科学者の社会的責任が原爆・核兵器を止めなければとするアインシュタイン、ラッセルを初めとする科学者の危機感に端を発していることが確認できた。すなわち「自分の研究の結果がどこでどう使われるかまでは責任が取れない」という意識そのものが問題だということ。

・学術会議が戦争協力しないとするのも、科学者、技術者が社会的責任を果たすためだということ。科学者、技術者だけでなく市民も再確認する必要があるだろう。市民との協働が肝であること。

(文責：HUAG 運営会議)

【北海道の大学・高専関係者有志アピールの会 (HUAG)】集团的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する一戦争をさせない、若者を再び戦場に送らないために一北海道の大学・高専関係者有志アピール運動をすすめる会の略称。集团的自衛権の行使を容認する閣議決定(2014年7月1日)に反対し同年8月発足。英語表記：Hokkaido Universities and Technical Colleges Volunteer Appeal Group (HUAG) 当会の facebook

: <https://www.facebook.com/peace.hokkaido/>

## 軍事研究を中心にすえようとする

### 第7期「科学技術・イノベーション基本計画」(答申素案)

明治大学名誉教授・野中郁江

はじめに 大学から初等中等教育までが科学技術計画の対象

2026年2月5日、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)が設置する「基本計画専門調査会」は、2026~2030年度を対象期間とする第7期科学技術・イノベーション基本計画の素案(7期素案と略)を公表した。19日まで、パブリックコメントの公募が行われ、2026年3月末までにCSTIが内閣総理大臣に答申し、閣議決定により策定される予定である。

7期素案には、根拠となっている科学技術・イノベーション基本法には含まれていない国家安全保障目的が新たに追加されている。これは大転換である。科学技術に関する基本計画に国家安全保

障目的が盛り込まれることになり、大学の研究・教育活動だけではなく、次世代人材養成、つまり初等中等教育も国家安全保障目的から位置づけを与えられることとなった。

第6期基本計画では、初等中等教育については、「理科・算数を楽しい」と思う児童・生徒の割合の増をめざすを目標に、STEAM教育の推進、外部人材の参画、GIGAスクール構想などが盛り込まれているが、教育現場から指摘されている問題点や教員の負担増についての記述はない。加えて、7期素案のいう国家安全保障目的が偏狭で恣意的な国際情勢についての見方に基づいていることから、初等中等教育に対しても「国防意識を持たせること」や「排外主義」が及んでいけば、教育基本法の

いう「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備える」ことが危うくなりかねない。

基本計画の根拠となっている科学技術・イノベーション基本法の目的は、「科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする」(第1条)である。ここに言う「我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展」という目的と「国家間の戦争に積極的に参加していく」「戦争当事者となるための準備をする」という方向とは、逆方向ではないのだろうか。少なくとも軍事費に消費する財源が増えれば、経済や社会にイノベーションを起こそうとする研究への投資は減っていく。いずれも国民が支払う税金を財源としている以上、さらに国民の負担を増やして窮乏化させていくことになる。軍事大国が栄えることはない。人権抑圧と窮乏生活が待っているだけである。

以下は、文系の元大学教員の目からみた7期素案の問題点である。多くの研究者、市民が7期素案の問題点を指摘し、共有し、広く社会に問う活動に参加していただく、呼び水になれば幸いである。

なお7期素案には、「軍事研究まっしぐら」「平和のための努力どころではない」という雰囲気があると感じられる。第6期基本計画の内容と比べると、雑である。このあたりも、指摘していただきたいところである。

## 1. 政権の国家安全保障政策に科学技術が従属させられていく

私たちの目の前で、国際法を無視し、国際連合を始めとする戦後に形成された国際協調の秩序を尊重しない数少ない国の政府によって、多くの人命が失われて、国土が侵略されている。そのなかで、こうした無法を許すのかどうか、どのような国際関係を作ることによって国際協調を再構築していくのが各国政府に問われている。

ところが7期素案が示す立場は、ルールなき国際秩序のなかで、力による国際秩序へ移行し、これを認めていくという立場である。

「国際秩序転換期における地政学的リスクの恒常化」として、「国際社会は『ルールベースの国際秩序』から、パワー・技術・経済安全保障を基軸とする新たな国際秩序へと大きく移行しつつある」(3頁)との現状認識を示している。

周辺国との緊張感の高まりを「地政学的リスク」と捉え、国家安全保障目的と科学技術・イノベーション振興の目的を整合させようとしている。

科学とビジネスの近接化が進む中で、地政学的リスクの高まりと国際社会における競争の下で、科学技術は国家安全保障の重要パーツとなっている。(1-2頁)

しかし何度もでてくる肝心の日本における「地政学的リスク」とは、具体的に何を指すのかは示されていない。どの国の何が国家安全保障上のリスクなのか。なぜリスクになっているのか。これを全く示さない。「目くらまし」のまま、危機を煽っているという印象である。

「同盟国、同志国等」(57-58頁)という言葉が出てくるが、これも初めて知ることである。以前の政府文書には、「自由と民主主義という共通の価値観を共有する国」「自由主義陣営」という表現がよくみられた。またSDGsという地球規模の社会問題の解決が科学技術や学術のはたすべき中心的な役割として、挙げられていたが、こうした表現は7期素案にはない。

「同盟国、同志国等」はそれぞれどの国を指すのだろうか。説明はない。アメリカが含まれていることは暗黙の前提としても、アメリカが併合を望んであるカナダやグリーンランドはどうなるのだろうか。EU諸国についても選択をするのか。その基準はなにか。

日本社会に長期にわたる影響を及ぼす科学技術の基本計画が、時の政権の好戦的で説明がなされていない立ち位置に従属させられるようなことはあってはならないことだろう。

## 2. 際限のないデュアルユース研究推進は、大学のあり方をふみにじっていく

日本学術会議の「軍事的安全保障に関する声明」(2017年)は、大学は軍事研究について協力するべきではないという声明であり、現在でも有効である。2022年に、日本学術会議は、先端科学技術研究について、軍事と民生双方で活用できるデュアルユースについて、軍事研究に当たるか否

かを区分することはできないと声明したが、その意図は、大学は軍事研究について協力するべきではないという立場を変えるものではない。

各大学では、少ない研究予算のなかで、デュアルユースといわれる研究について是非を判断し、受け入れにあたっては苦悩しているのが実態ではないだろうか。

ところが7期素案は、そうした大学の行かれています状況について、尊重、配慮する姿勢はない。大学は、無制限な「デュアルユース研究」の圧力に晒されていく。

民生用にも安全保障用にも利用される可能性があるデュアルユース技術への投資は、それぞれの分野においてのみならず、技術力を相互に高め合いながら、科学技術の発展、ひいては、産業競争力を強化し、長期的な経済成長にも資するものである。このため、産学官が連携して、我が国の科学技術基盤を支える先端技術として、デュアルユース技術の研究開発及び社会実装に取り組む。

具体的には、内閣官房国家安全保障局を中心に、関係省庁と連携しながら、既存の防衛産業に限定しない、幅広い企業群やスタートアップ企業の参画を促すとともに、大学や国研なども参画する、安全保障分野におけるエコシステムを構築していくべきである。(42頁)

### 3. 目指すべき未来社会は、科学技術が万能な社会

7期素案において、もっとも内容の乏しい主張は、「目指すべき未来社会」の定義である。第5期計画以降、強調されてきた Society5.0 も捨て去られたといってよい。

・科学技術・イノベーションの強力な推進により、AIや量子といった新たな技術領域における成果創出が進展し、持続的な経済成長が確保され、このような経済の持続的成長が、更なる科学技術・イノベーションを生み出す好循環（成長する、サステナブルなエコシステム）を作り出し、それにより様々な社会課題解決への道筋が提示されるとともに、国家安全保障が確保されている「豊かで安全・安心な社会」。

・こうした科学技術の力により、経済的な豊かさだけでなく、質的な豊かさや多様さ、さらには心身の健康を実現し、国民一人ひとりが生きがいを持って社会参加を続けることができ、誰もが心身ともに「豊かで」「活力があり」「希望にあふれた」人生を送ることができる、一人ひとりの多様

な well-being にチャレンジし、実現できる社会。  
(10-11頁)

新たな技術領域における成果創出という科学技術・イノベーションの推進によって、安全保障も経済成長も社会問題の解決も個人の幸福も達成されるとしている「科学技術万能論」である。これは、どう考えても正しくないのではなからうか。

国家安全保障においては外交政策・外交努力が、地球環境問題については科学的認識の共有と国際協調のあり方が、経済成長についてはその鈍化の原因である富の偏在、消費市場の縮小が、社会問題の解決については従来の政策の検証と政治の責任が、個人の幸福については多様性の確保、基本的人権の尊重などが、検討すべき政策のファクターではなからうか。いろいろな立場、見解があったとしても、科学技術・イノベーションの強力な推進によって、「誰もが心身ともに『豊かで』『活力があり』『希望にあふれた』人生を送ることができる」ことには異論があるだろう。

### 4. 深刻な研究力の低下を押しとどめ、上昇に転じる方策がない

科学技術・イノベーション基本計画の最大の役割は、深刻な研究力の低下をどうするか、である。多くの深刻な状態についての記述がみられる。しかし見るべき振興策はない。

「このままでは、日本からは、もはやノーベル賞は生まれなくなるのではないか」というような声が近年聞かれるようになった。2025年に日本の研究者が生理学・医学賞及び化学賞を受賞したことは大変喜ばしい出来事であるが、いずれもが1990年代に着手された研究成果に基づくものである。2000年代初頭からの我が国の相対的な研究力低下は、いまだ歯止めがかからず、終わりの見えない状況にある。例えば、論文被引用数が上位10%に入る論文数(Top10%補正論文数)の国別ランキングにおいて、我が国はかつて世界第4位に位置していたが、近年では第13位にまで順位を落としている。長期的視点に立ち、新たな研究領域の開拓につながる基礎研究を地道に継続することが困難となり、結果として、国際的なトップ研究者のコミュニティから脱落しつつあること、また大学を中心とする研究開発費について、主要国が大幅な投資拡大を続ける中、我が国では2000年代以降ほぼ横ばいで推移してきたことなどが背景として挙げられる。(1頁)

この状態を象徴することとして、若手研究者が研究力をつけていくことの困難性、博士課程進学者や学位取得者が減少していること、また現場の研究者の研究時間が減っていることなどがあげられている。しかし対策として示されていることは、若手研究者、博士学位取得者については、従来からのテニュアトラック制度の推奨や研究職ではない企業人材への「転職」といった不安定な身分や待遇の提示である。研究時間を増やす方策では、800 大学のうちわずか 20 大学を研究大学に絞り込むとしており、しかも具体策はない。

研究力を高めるためには、すべての大学の若手を含む研究者の待遇改善、特に任期の定めのない教員ポストの大幅増、自由で安定的な基礎研究費の確保が必要である。しかし素案は、正規教員ポストの純増加や条件をつけない基盤経費の増額を目標に挙げていない。

今後、軍事研究圧力がたかまるなかで、一層の研究力の低下が懸念される。

## 5. CSTI への権力集中の一方で、日本学術会議の位置づけについての言及はない

科学技術政策や科学技術予算案の策定や執行を行ううえでの司令塔は CSTI であり、その権限は強化される。

「CSTI が司令塔機能を発揮しつつ、関係府省との連携を強化する。」「我が国の研究開発投資の促進や国家安全保障との有機的連携といった観点から、国家として戦略的に重要な技術領域を特定することを通じ、優先度合いを判断し、関係府省や国研等と連携して政策体系を構築する。また、効率的・効果的な政策推進のために、その調査分析機能を強化する。」「CSTI 議員以外の関係大臣（例えば、国家安全保障との有機的連携や戦略的科学技術外交等の観点を踏まえ、外務大臣や防衛大臣等）の参画機会を確保する。」（64 頁）

「司令塔としての CSTI」は、現在、14 名で構成され、総理大臣（議長）、内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、有識者、日本学術会議会長である。日本学術会議会長は、非常勤議員の一人ではない。7 期素案では、今後、防衛省や外務省との連携を深めるといふ。

省庁を束ねる内閣府・SCTI は、科学技術予算として計上する研究・教育と計上しない研究・教育とを判定し、研究・教育機関や分野の選択を行な

っている。今後は、いっそう軍事予算が含まれていくことで科学技術予算の規模は拡大する。他方で、科学技術予算に計上されないような文科省所管の教員、学生・生徒・児童の経費は切り捨てられていくことになるだろう。

さまざまな政府系の機関の名称があげられているが、日本学術会議の名前はない。日本学術会議は、すでに 2024 年 11 月に「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」を公表し、そのなかで、以下の 4 つの提言をおこなっている。

### 提言 1

大規模感染症や気候変動、超少子高齢社会などの喫緊の課題及び生成 AI の発展を含むデータ科学の進展がもたらす社会の急速な変革に対応する包摂的な科学技術・イノベーションを可能にする制度や取組の実現

### 提言 2

喫緊の課題解決に資する研究に加え、基礎的・伝統的な研究分野を含む広範、かつ、多様な研究分野を支援し、知識や技術の継続的な蓄積による研究力強化

### 提言 3

公共財としての知識・データの蓄積と開放を促し、データ科学の更なる展開による新しい科学とイノベーションへの対応

### 提言 4

多様なキャリアをもつ高度人材の育成をあらゆる領域で支援するとともに、そういった人材が様々な場所で専門性を発揮できる仕組みの強化

これら 4 つの提言は、多くの専門家、政府関係者の集団的な検討、調査の積み上げの上にまとめられたものである。7 頁には、「本提言の構造」という図があり、「学術のグランドデザインを国と日本学術会議で描く」という表現がある。（次頁図）

日本学術会議がまとめた 2024 年の提言は、CSTI において誠実に検討がなされたのであろうか。学術会議会員と双方向のコミュニケーションは行われたのであろうか。今後、日本学術会議と CSTI との関係はどうなるのだろうか。

### おわりに

これまでも CSTI は、国立大学に運営方針会議を設置する国立大学法人法の改正や日本学術会議の法人化を主導してきた。国家安全保障目的が科学技術・イノベーション基本計画に加わることに

より、さらに強大な権力を集中していくことになる。このような CSTI と策定される第 7 期基本計画は、研究分野だけでなく、大学から初等中等教育まで含む教育機関に対して、急激な改革、軍事力強化の道を強めていくことになるだろう。市民にとっても脅威となっ

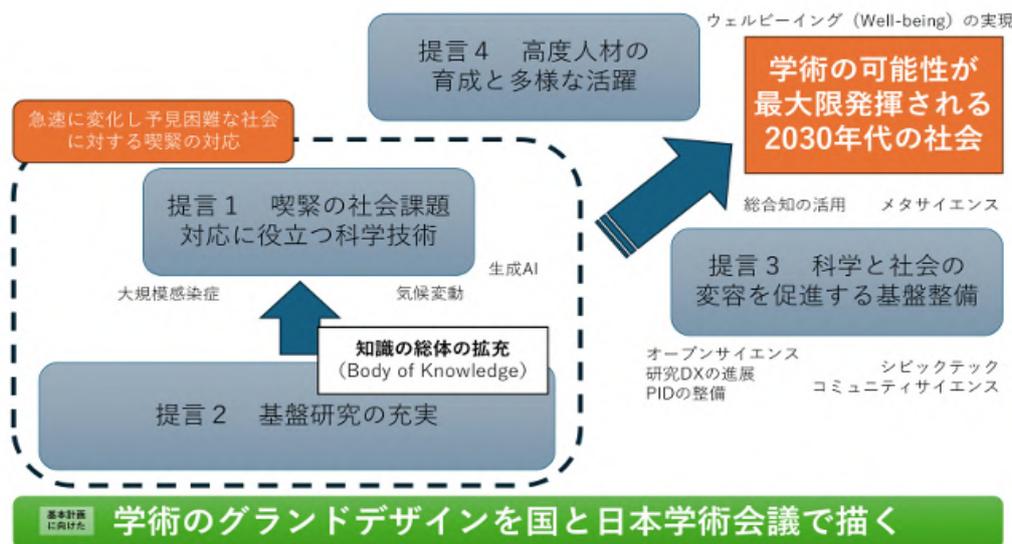


図 1 本提言の構造  
(出典) 学術体制分科会において作成

日本学術会議「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」 p.7 より  
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-26-t376.pdf>

## 「大学における軍事研究を問う」記者会見と研究者・市民集会

3月13日(金) 3時半から5時半 参議院議員会館B107

東京メトロ永田町駅出口1直結 3時10分からロビーで入館証配布 定員78名

2025年度安全保障技術研究推進制度に採択された東北大、九州大、北海道大、東京科学大、熊本大、北見工業大、京都工芸繊維大、大阪公立大、日本大、芝浦工業大、北里大に対し、軍学共同反対連絡会は昨年12月に公開質問書を送りました。(ニュースレター108号参照) 大阪公立大と北里大を除く9大学から回答が届きました。それらを分析し、応募した大学の姿勢を問い、この3月から始まる今年度の公募には応じないように全国の大学に訴えるための記者会見と集会を行います。

今、防衛省は敵基地攻撃用のミサイル、戦闘機、自律型ドローンなどの開発に膨大な予算を投じています。それは戦争の準備であるとともに、世界に売り込む死の商人国家になるためでもあります。さらに第7期科学技術基本計画では、科学技術総体に軍事目的を組み込むことを狙っています。安全保障技術研究推進制度はデュアルユース研究であり、大学としては軍事ではなく民生目的で行うのだから軍事研究ではない…そうでしょうか？ 防衛省はその研究を兵器に利用しようと虎視眈々と狙っているのに、それを見ないふりをするのでしょうか。人類の幸福と平和を目指すべき大学としての見識と倫理が問われているのではないのでしょうか。当日は連絡会代表や幹事とともに、会場では野中郁江明治大名誉教授、山崎正勝東工大名誉教授らの、そしてオンラインで各地の大学関係者らの発言も受けて考えていきたいと思ひます。ぜひご参加下さい。(事前申し込みは不要です。)

【お詫び】 ニュースレター106号 p.2 表3の京都工芸大学は誤りで正しくは京都工芸繊維大学です。訂正します。

### 軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>  
 軍学共同反対連絡会事務局 メール [pokojpeace@gmail.com](mailto:pokojpeace@gmail.com) 小寺